

太子町地域公共交通会議規約

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定する地域公共交通会議及び活性化再生法第6条に規定する協議会の性格を有する太子町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 太子町の総合的な交通施策に関する事項
- (2) 活性化再生法第5条第1項に規定する地域旅客輸送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画の作成又は変更に関する事項
- (3) 道路運送法及び活性化再生法の規定に基づく地域の実情に応じた輸送サービスの範囲、形態及び料金等に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第3条 交通会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、太子町副町長及び別表に掲げる者のうちから太子町長が任命又は委嘱する。
- 3 委員の任期は、委員に就任した日から翌年度の年度末までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、委員の互選により選任する。
 - 3 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。
 - 4 会長は、副会長及び監事を第3条第2項に規定する委員の中から指名する。ただし、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 6 監事は、交通会議の会計監査を行い、その結果を交通会議において報告する。

(会議)

第5条 交通会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、交通会議を招集するときは、開催の日時、場所及び協議事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 3 交通会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員は、やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。
- 5 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 会長が必要と認めるときは、交通会議の招集は行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員に報告しなければならない。

(会議の公開)

第6条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

- 2 交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、太子町総務部企画政策課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第9条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第10条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、
会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この規約の施行の日以後に開かれる最初の会議は、第 5 条第 1 項の規定
にかかわらず、太子町長が招集する。

別表 (第 3 条関係)

委 員
住民団体又は住民の代表
一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体に属する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体に属する者
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
道路管理者又はその指名する者
兵庫県たつの警察署長又はその指名する者
関係行政機関の職員
太子町の職員
その他交通会議が必要と認める者